

愛媛県有機農業推進計画（案）に寄せられた意見と県の考え方

愛媛県有機農業推進計画（案）について、令和8年2月13日（金曜日）から令和8年3月12日（木曜日）までの期間でパブリック・コメントを実施したところ、1人の方から3件の意見をいただきました。

計画案に対する意見と考え方は、次のとおりです。

なお、いただいた意見は、適宜集約・要約しております。

寄せられた意見と県の考え方

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
1	<p>【2頁】3（4）有機農業に対する消費者等の理解の増進 有機農業が化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であることや農業の自然循環機能を大きく増進するものであること、また、生物の多様性に及ぼす影響を低減させるための取組であること等を知る消費者の割合増加を目指す。</p> <p>【提案】 外観や規格が不揃いになりやすいのは化学合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法でやっており、農業の自然循環を大きく増進させた結果で、品質に問題がないこと等を知る消費者を増やす。</p> <p>【理由】 無農薬栽培が生物の多様性に配慮したものと評価しながら、外観や規格が不揃いになるのは自然なのに受け入れないため、結局、食品加工に回すというのは変であり、変だと感じる消費者の割合を増やすことが大事。</p>	<p>【原案のとおり】 御意見をいただきました有機農産物に対する消費者の理解増進につきましては、有機農業取組面積拡大を図るうえで重要であると考えているとともに、7頁の（2）②において、有機農業により生産された農産物のPRや食育等を通じて有機農業者と消費者の相互理解の増進を図ることとしており、関係機関が一体となって取り組んでまいります。</p>

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
2	<p>【4頁】(2)③ 支援内容 ア 様々な技術を検索、組み合わせ、品質や収量を安定的に確保できる有機農業の技術体系を確立するための実態調査や実証試験の実施</p> <p>【提案】 ・有機農業を含む減農薬、減化学肥料栽培技術、その他の有害生物防除技術の開発、確立のための試験研究の実施</p> <p>【理由】 病虫害リスクを減らす技術は、化学的防除だけで無い。生物的防除や物理的防除、耕種的防除といった技術の研究も大事。同時期に意見募集されている愛媛県みどりの食料システム基本計画(案)ア(ウ)化学農薬の削減には書かれている。</p>	<p>【原案のとおり】 御意見をいただきました生物的防除等、化学的防除以外の防除技術の研究につきましては、研究機関等において、減農薬栽培技術の開発・確立のための試験研究や現地実証を行うこととしており、その成果の普及促進にも取り組んでまいります。</p>
3	<p>【6頁】3(1)④ 有機栽培でありながら、有機JAS認証を受けなければ「有機」の表示が出来ないため、有機農業者が有機JAS認証を取得するかしないかは、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機JAS認証を取得しやすい環境づくりが求められる。また、認証を取得しない場合であっても、その努力が報われるような表示方法の検討が求められる。</p> <p>【提案】 有機JAS認証は取得していないが有機農業を行っている方もおり、JAS法の規制対象となる表示媒体「農林物資またはその包装、容器もしくは送り状」以外の「情報提供」で努力が報われる表示方法を啓発する。</p> <p>【理由】 HPで有機農業をやっているの説明や、消費者に配るチラシ、有機農家が自分の団体名や会社名に「有機」という言葉を入れる、その団体名を段ボール箱や包装への記載など「情報提供」という形で対象外になるケースも有るそうなので、ちゃんと調べて教えるべき。</p>	<p>【原案のとおり】 御意見をいただきました有機栽培取組農家のPR方法につきましては、生産された農産物やその取組が適正にPRされるよう、より具体的な表示ルールの検討に取り組んでまいります。</p>